

令和6年

第2回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

令和5年10月30日函館市松風町12番地先で発生した交通事故による損害賠償の額を令和6年5月9日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和6年6月3日提出

函館市長 大 泉 潤

1 損害賠償の額および損害賠償の相手方

(1) 712,067円

函館市に在住する60歳代の女性

(2) 381,403円

函館市内に住所を有する会社